

涌 監 第 3 1 号
平成30年8月24日

涌谷町長 大 橋 信 夫 殿

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 後 藤 洋 一

平成29年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により、審査に付された平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率について審査
したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

記

- 1 平成29年度財政健全化審査意見書
- 2 平成29年度経営健全化審査意見書

平成29年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年7月4日から7月23日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	15.0%
② 連結実質赤字比率	—	—	20.0%
③ 実質公債費比率	11.4%	12.6%	25.0%
④ 将来負担比率	75.5%	66.3%	350.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」と表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年7月4日から7月23日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計名	平成28年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準
(法適用)			20.0%
水道事業会計	—	—	
国民健康保険病院事業会計	—	—	
老人保健施設事業会計	—	—	
訪問看護ステーション事業会計	—	—	
(法非適用)			
公共下水道事業特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	
宅地造成事業特別会計	—	—	

※資金不足比率は、資金不足が発生していない会計は「—」と表示している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、法適用、法非適用のいずれの会計とも資金不足は発生していない。したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。